

# 後期高齢者医療制度の被保険者となる方へのお知らせ

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに、保険料を納めていただくことになります。

保険料の額は、年度ごとに、その方の「所得に応じてご負担いただく部分（所得割）」と、「被保険者の方に等しくご負担いただく部分（被保険者均等割）」の合計額として、後期高齢者医療制度の運営主体である「後期高齢者医療広域連合」が決定します。

## 【平成20、21年度の保険料率】

・均等割額	43,143円
・所得割の料率	9.63%
・賦課限度額	50万円

保険料の額は、年金のほか、事業所得など他の所得があればそれも合算した所得額をもとに、全体的な負担能力に応じて決定されます。年金の額だけで保険料の額が決まるわけではありません。

## 【保険料の計算】

均等割額 43,143円

+

所得割額

=

個人の保険料額

(総所得金額等 - 33万円) (賦課限度額は50万円)  
× 所得割の料率 9.63%

保険料は、後期高齢者の方々全員に支払っていただきますが、原則として介護保険料と同様、年金の支払期（偶数月）ごとに、年金から自動的に保険料が差し引かれます。これにより、被保険者の方が自ら、金融機関などに出向いて納付書等で保険料を支払っていただく必要はありません。

仮 徴 収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)

前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険料を納めます。

本 徴 収		
10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

前年の所得が確定後は、年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を三期に分けて納めます。

ただし、年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が、支給される年金額の2分の1を超える方は、年金から天引きできませんので、役場で発行する納付書や口座振替などで納めていただくことになります。

保険料の賦課・徴収については、制度施行直前に 国保に加入していた方、被用者保険の被保険者本人であった方、被用者保険の被扶養者であった方、の類型ごとに、通知書の送付時期や徴収の開始時期等が異なります。次ページに図解したものを掲載しておりますのでご参照願います。 被用者保険とは、健康保険組合、船員保険、共済組合などをいいます。

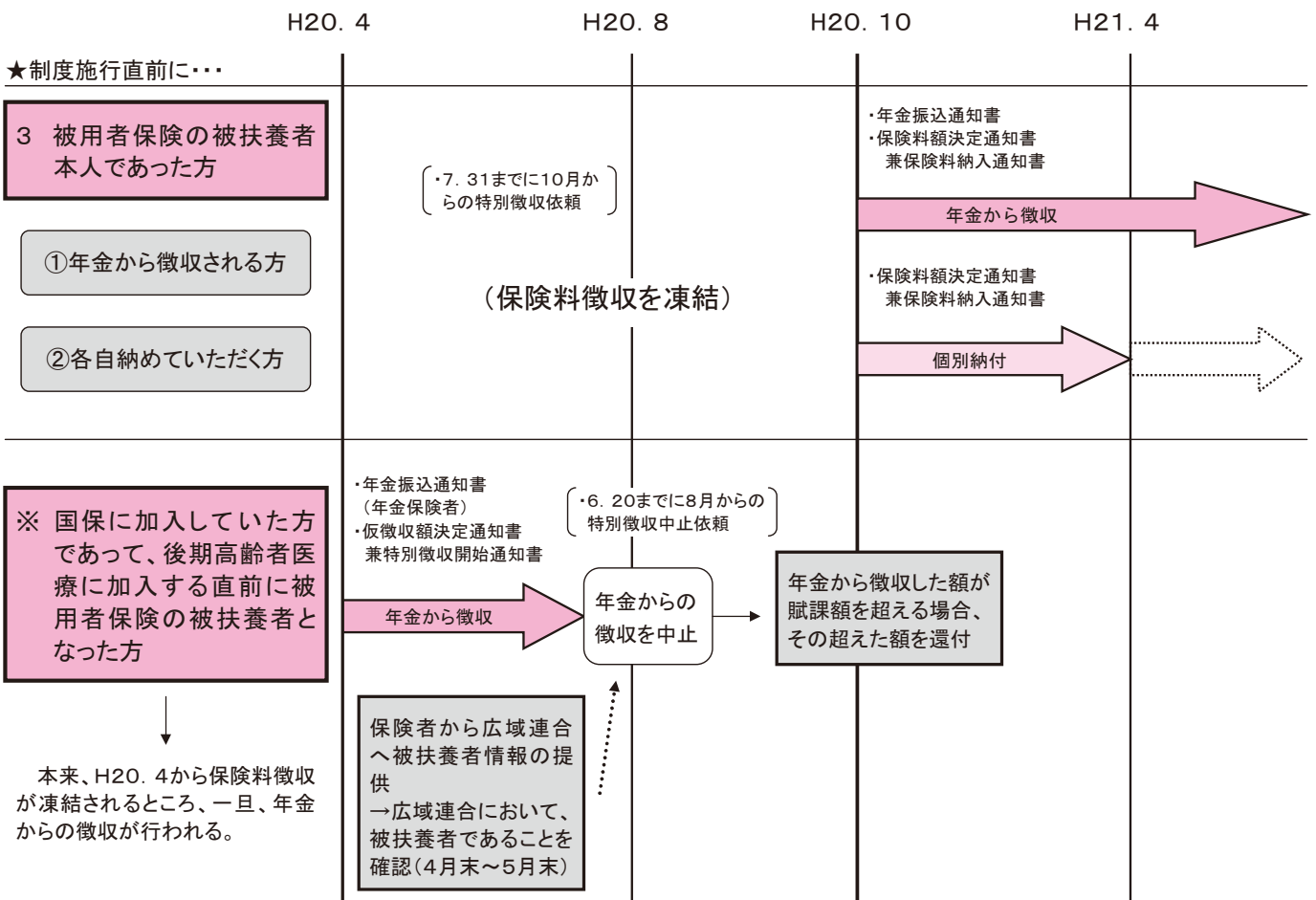
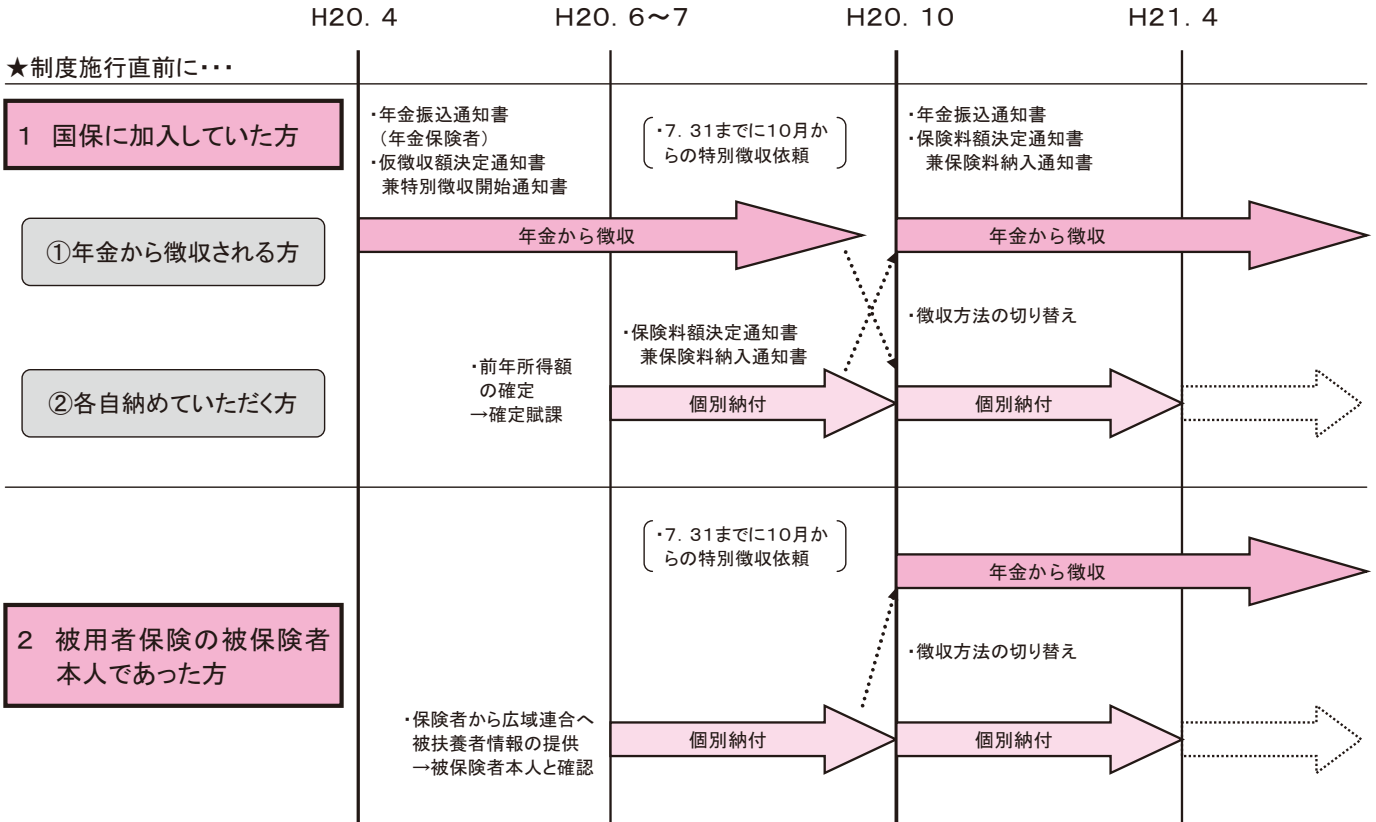
お問い合わせ先

役場保健福祉課福祉グループ

電話 42 - 2275

# 平成20年度における後期高齢者医療保険料の徴収について（図解）

※「後期高齢者医療の被保険者となる方へのお知らせ」の内容を図解したものです。



（注）年金保険者からの年金振込通知書は、年金額の改定期に合わせて毎年6月上旬に通知されます。ただし、特別徴収の開始の際には、開始される年金の振込月の月上旬に改めて通知されます。